

平成 21 年（行コ）第 79 号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外 2 名

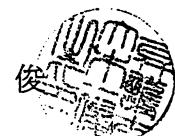
被控訴人 宇都宮市長佐藤栄一 外 1 名

準備書面 3

2010 (平成 22) 年 4 月 19 日

東京高等裁判所 第 2 民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 大木一



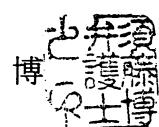
同 同 高橋信正



同 同 若狭昌穎



同 同 須藤博



第1 はじめに

控訴人らは、原審で提出した準備書面6及び準備書面7において、本件湯西川ダム建設事業のようなダム建設事業は、工事期間中は大規模かつ長期にわたって環境の改変を行い、また工事完了後にはダムという大規模な工作物及びダム湖の存在によって、それまでの環境を一変してしまうことから、事業者たる国土交通省は、その計画決定に当たっては、環境影響評価、すなわち、事前に環境への影響について適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮しようとする条理上及び生物多様性条約上の義務があるにもかかわらず、この義務を著しく怠っているので、本件湯西川ダム建設事業は違法な事業であること、したがって、本件湯西川ダム建設事業のために栃木県をはじめとする関係都県に対し費用の負担を求める国土交通大臣の納付通知が、著しく合理性を欠き無効であることを詳述した。

本準備書面では、WWF Jの花輪伸一氏が、宇都宮地方裁判所で審理中の別事件において、湯西川ダム環境影響評価書（甲22）の問題点について作成した意見書（甲83）及び法廷での証言（甲84）に基づき、この点をさらに敷衍することとする。

第2 環境影響評価について

1 環境影響評価の目的について

環境影響評価の目的は、開発のメリットと開発による環境悪化のデメリットを明確にして住民に知らせ、事業者と当該事業によって影響を受ける住民が合意形成を行うための判断材料を提供することであるとされる（甲84の3頁）。

2 環境影響評価の内容

環境影響評価の内容としては、①科学的な方法で環境や生物の調査を行うこと（科学的とは後に第3者が検証可能であるという意味も有している）、②調査結果に基づいて環境や生物の影響を予測すること、③評価

(これには環境に対する影響を考えて事業を見直すことも含まれる) の 3 つが含まれる (甲 8 4 の 3 ~ 4 頁)。

3 ダム建設事業に環境影響評価が必要な理由

ダム建設事業は、①ダム本体工事だけでなく、道路付け替え等関連工事も含めて大規模に行われること、②ダム建設によって上流ではダム湖ができる土砂がたまり、下流では流量調節によって水の流れが変わり、その結果、土砂の流れる量や川を通じて海に流れる栄養分の量が変わったりする等、その影響が下流域全体、海岸にかけてまで大きな影響を及ぼすこと、③水没地域の移転問題、補償問題で地域社会の分断が起こること、といった問題点を有しており、その影響がどのくらいなのかを科学的かつ適正に評価をする必要がある (甲 8 4 の 4 頁)。

第 3 湯西川ダム環境影響評価書の問題点

1 湯西川ダム環境影響評価書作成の根拠

本件湯西川ダム建設事業では、1978（昭和 53）年の建設省事務次官通知「建設省所管事業に係わる環境影響評価に関する当面の措置方針について」（以下、「78年措置方針」という、甲 8 1）と別に定める「建設省所管事業環境影響評価技術指針（案）」（以下「78年技術指針案」という、甲 8 2 の 2）に基づいて水質、地形・地質、植物、動物、自然景観の 5 項目に関する環境影響評価が行われ、1985（昭和 60）年 6 月その結果が「湯西川ダム環境影響評価書」（以下「85年評価書」という、甲 2 2）としてまとめられた。

2 85年評価書の分量等の問題点

85年評価書はB5版サイズで実質 66 頁しかなく、しかもうち 32 頁（全体の 53.3%）が、第 1 章の「事業の目的及び概要」で占められ、第 2 章の「環境に及ぼす影響」は 26 頁（全体の 43.3%）で、環境影響評価の最重点項目である「環境の予測と評価」部分は 6 頁（全体の 1

0 %) でしかない（しかもうち2頁は写真である）。また、保全対策に至っては、2頁（全体の3.3%）でしかない。

このことだけでも、85年評価書は、環境影響評価書として必要不可欠な影響予測、評価、保全対策が十分に検討され、詳しく記述されているとは言い難い（甲83の2頁、甲84の4頁）。

3 調査についての問題点

(1) 調査の実施及びその目的、場所、方法、時期、回数、解析方法等の明確化が必要であることについて

科学的な環境影響評価書であるためには、まずもって、調査が行われなければならず、またその調査についても、目的、場所、方法、時期、回数、解析方法等が明確でなければならない。そして、第三者が検証できるようにするためにも、これらが記述されなければならない。

しかし、85年評価書では、以下のとおり、調査が行われていない項目があるだけでなく、行われた場合であっても、これらが不明であるか、書かれていらないものが大半である。

(2) 調査が行われていない項目

ア 水質

生活環境項目のうち、pH、DO、BOD、SS及び大腸菌群数については、1981（昭和56）年の栃木県公共用水域水質測定結果を引用し、健康項目のうちカドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロス（クロムの誤記と思われる）、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCBについては、1978（昭和53）年のおそらくは上記生活環境項目と同じく栃木県公共用水域水質測定結果のみが示されており、実際の調査は行わなかつたと推測される（甲22の39頁、甲83の4頁）。

また、使う資料についても、古すぎて、現状を把握したものとは言えない（甲83の4頁）。

イ 地形・地質

85年評価書では、「湯西川ダム湛水域ならびにその周辺には、貴重

な地形・地質は分布しない」(40頁)とされているが、ダムサイト直上の赤下地区には、「2005レッドデータブックとちぎ」で特記すべき地形・地質として掲載されている風穴が存在している(甲85の24頁)ことから、地質・地形についても実際の調査は実施されなかつたものと推測される。なお、平成16年度及び平成17年度の湯西川ダム環境調査検討業務報告書(甲28、甲29)では赤下地区の風穴に関する詳細な調査結果が掲載されている。

ウ 植物

「湯西川流域の注目すべき植物群落」について、出典として、1974(昭和49)年の第1回自然環境保全調査、及び1978(昭和53)年の第2回自然環境保全調査が記載されており(甲22の47頁)、また、「湯西川流域の現存植生」の出典についても第2回自然環境保全調査と記載され(甲22の45頁)、「水中植物(付着藻類)確認種一覧表」では「(昭和53年度調査)」と記載されている(甲22の48頁)ことから、植物についても、過去の資料の引き写しだけで、実際の調査は行われなかつたものと推測される(甲84の6頁)。

また、過去の資料の引用の仕方も、科学的な調査報告書における通常の文献引用のそれからは外れている。

(3) 調査に関する情報が不十分であること

動物(哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類・甲殻類および貝類、昆蟲類)及び景観については、聞き取り調査あるいは現地調査(場合によつてはその両者とも)が行われているようであるが、目的、場所、方法、時期、回数等に関する情報がほとんど記載されておらず(甲22の49頁～58頁、甲83の7頁～13頁)、これでは、調査の精度等を第三者が検証することができない。

4 予測、評価及び対策についての問題点

(1) 水質について

上記3、(2)、アのとおり、栃木県公共用水域水質測定結果の2地点の

みの、しかも古いデータ使用しているという問題を有している。

そして、そのデータ中に、BODや大腸菌群数は一部環境基準を満たしていないという記述があるにもかかわらず（甲22の38頁）、予測と評価では「同地点（佐貫地点）の平均低水流量は、表-2. 16に示すように増加することとなるためBODはより緩和される。したがって、湯西川ダム建設により下流河川の水質汚濁も改善される。」（甲22の59頁）と十分な根拠も示さないまま断定的に記述している。

ところで、85年評価書の作成後の2004年に行われた調査では、湯西川温泉上流ではBODが基準値以下であるが大腸菌群数は基準値を超える、温泉下流と仲内ダムではBOD、大腸菌群数とともに基準値を超えており、モニタリングを継続し注意を払う必要があるとされている（甲37の136頁～138頁）。

ダム湖上流には湯西川温泉旅館街があり、そこからの窒素やリンを含む排水がダム湖に流入して、停滞することによって植物プランクトンが大量に発生し、さらに富栄養化が進んで、水質汚染が拡大することが容易に推測できるにもかかわらず、85年評価書では、湯西川温泉旅館街からの排水がダム湖へ及ぼす影響については、全く触れられていない。

また、保全対策については、「水質保全に配慮し、貯水池の水質監視を行うものとする。」（甲22の65頁）と当たり前の一般的な心構えを記述しているだけで、具体的な保全策は何も書かれていない（以上甲83の4頁～5頁、甲84の7頁）。

これでは、まともな環境影響評価がなされたとは言えない。

(2) 地形・地質

ダムは、その工事、存在、供用の各段階で地形・地質に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、その点に関しては、何も記述されていない。

また、改変を少なくする配慮、適切な対策により地形の保全に資すると述べているだけで、具体的な保全策は何も述べられていない（甲22の65頁）。

しかも、上記3、(2)、イのとおり、貴重な地形である赤下地区の風穴がダム湖に沈んでしまうことについては、まったく触れられておらず、これでは到底適切な環境影響評価がなされたとはいえない（甲83の5頁～6頁、甲84の8頁）。

(3) 植物について

ダムの湛水により消滅する植物群集は、周辺に広く分布するものなので消滅しても問題はないとするようである（甲22の59頁～60頁）。しかし、フサザクラ群落が水没すること以外、どのような植物種、群落が消滅するのかについては記述されていない。

ダム湖出現による水面付近の植生への影響は、直下流の五十里湖岸の現状から判断して影響はない（甲22の60頁）とするが、どのような現状から判断するのかについては何も書かれていない。

また、植物種の記述はないにもかかわらず、湛水区域とその周辺には貴重ないしは注目すべき種、群落も分布していない（甲22の60頁）としている。

ところで、85年評価書作成後の2003（平成15）年度に行われた調査では、110科653種が確認されてリストが作成され、そのうちノダウオウ、ケヤマシャクヤク、チョウセンキンミズヒキ、ホソバツルリンドウ、タチイチゴツナギの5種が環境庁レッドデータブック掲載種である（甲27の2.1-6）ことが判明し、さらに、2005（平成17）年度の調査でも、2005レッドデータブックとちぎ掲載種が19科35種も確認されている（甲20の2-8）。

85年評価書では、環境影響評価で不可欠な植物リストが欠落し、希少な種に関する記述もみられない。この点でも環境影響評価書としては極めて不十分である。このように、湛水地域で失われる植物、絶滅のおそれのある希少な種についての情報がないにもかかわらず、「植物群集は周辺に広く分布するものなので問題ない」と結論づけているのであり、非科学的で環境影響評価の体をなしていないものといわなければならぬ（甲83の7頁、甲84の8頁～9頁）。

(4) 動物について

ア 哺乳類について

「7目15科47種が既往文献等に記載されている。また、聞き取りおよび現地調査により、6目10科18種が確認された。(甲22の49頁)。」とあるが、既往文献等がどのようなものか何も書かれておらず、また聞き取り調査及び現地調査の詳細についてもまったく記述がない。さらに「哺乳類の分布」として、ネズミ類もツキノワグマも一緒くたにして標高別に分布を述べるなど、無意味な記述となっている。

これでは調査にもなっていないし、結果のとりまとめにもなっていない(甲83の7頁)。

影響の予測と評価については、「湛水区域の動物は生息域を失い、周辺の動物は移動の遮断、餌の減少等の間接的影響を受けるが、周辺には豊かな自然があるから重大な影響はない。」と結論づけている(甲22の61頁)。しかし、湛水区域の動物は生息域を失い、周辺の動物は移動の遮断、餌の減少等の間接的影響を受けることは、誰の目にも明らかのことであり、ここで記述するまでもないことである。必要なのは、専門的知見を駆使して、科学的にその内容を明らかにすることである。そういういた検討もなしに、「周辺には豊かな自然があるから重大な影響はない。」と結論づけるのは、科学的論理の欠如であり、何も予測していないのと同じである(甲83の8頁)。

また、環境保全対策については、「種または個体群の維持の観点から大きな影響を受ける貴重ないしは注目すべき動物種はなく、環境保全上問題ない。なお、関連工事等の実施においては、動物の生息を保全する意味からも植生の改変区域を極力少なくするよう配慮し、本工事及び関連工事等にともない発生する跡地は、保全対策により植生への影響を極力少なくし、動物の保全に資するものとする。」とだけ記述されている(甲22の65頁～66頁)。

これでは、どのような動物に対して、どのような配慮をするのかまったく不明であり、意味のある記述となっていない(甲83の8頁)。

ところで、85年評価書には、コウモリ類に関する記述が一切ないが、2004（平成16）年度の調査では1種（コキクガシラコウモリ）が確認され（甲28の9頁）、さらに2005（平成17）年度の調査では、重要な種として、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、モモジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、クビワコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンテングコウモリの9種を確認しているが、そのうちクビワコウモリは栃木県における初記録であった（甲29の2-22）。また、2005年度の調査では、レッドデータブックとちぎ掲載種であるヒメヒミズ、ヤチネズミ、スミスネズミの3種が新たに確認されている（甲29の2-46）。

85年評価書では、重要な哺乳類に関する記述がなされておらず、このことは既往文献や現地調査が極めて不十分であったことを意味するものである。このように不十分な調査を前提に、予測、評価など満足にできるはずではなく、植物と同様に動物についても、85年評価書は非科学的で環境影響評価の体をなしていないものといわなければならない。

イ 鳥類について

「湯西川流域に生息する鳥類は天然記念物のイヌワシをはじめ、13目31科101種が既存文献等に記録されている。また、現地調査では11目27科64種が確認されている。」（甲22の49頁）とあるが、哺乳類の場合と同じく、文献名等は記述されておらず、現地調査の方法等についての情報も示されていない。また、「湯西川ダム周辺域には、イヌワシの営巣地となるような急峻な地形はない。」としているが、湯西川ダム周辺域とはどの範囲を言うのか明確にされていない上、イヌワシは岩棚や高い樹木で営巣が可能であり、間違った記述がなされている。

環境の予測と評価については、「イヌワシの営巣地は水没地にはない。」とするが、クマタカへの影響については、何も触れられていない（甲22の61頁）。また、「湛水による水域出現は、平地草原性および溪流性の鳥類にとって生息域がわずかばかり減ることになるが、周辺に豊かな自然が残されており、問題はない。逆に、ダム湖出現により水辺

を必要とするガン・カモ類の鳥類が飛来することが期待される。」（同61頁）としている。

ここで重要なのは、平地草原性および渓流性の鳥類にとって、ダム湖による生息域の減少が、どのような影響を及ぼすかであり、この点に関する予測はまったく行われていない。にもかかわらず、生息域が「わずかばかり減る」とか「周辺に豊かな自然が残されており、問題はない。」と結論づけており、これでは、哺乳類で述べたと同様に、科学的論理の欠如があり、何も予測していないのと同じである。

また、「ガン・カモ類の鳥類が飛来することが期待される。」との記述は、およそ科学的なものとは言い難く、仮に、そのような期待が現実化したとしても、平地草原性および渓流性の鳥類に対する影響の代替にはなり得ないことは言うまでもない（甲83の10頁）。

環境保全対策では、哺乳類と一緒にしたとして、上記アで引用したことが述べられているが、85年評価書作成後の調査では、猛禽類については、クマタカの繁殖、イヌワシの生息が確認されているだけでなく、クマタカ、イヌワシを含めて9種が確認されている（甲30の2頁）。これらはいずれも絶滅のおそれのある種である。猛禽類以外でも、レッドデータブックとちぎ及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」（環境省）等で重要な種に指定されている種として、トモエガモ、サンシュウクイ等9目13科19種が確認されている（甲29の2-54）。

このことは、85年評価書の調査が不十分であったことを意味するものであり、上記イで述べたと同様に、このように不十分な調査を前提に、予測、評価など満足にできるはずではなく、哺乳類と同様に鳥類についても、85年評価書は非科学的で環境影響評価の体をなしていないものといわなければならない（甲84の11頁）。

ウ 両生類・爬虫類について

「湯西川ダム流域の両生類は、ハコネサンショウウオ、ヒキガエルなど2目6科8種、爬虫類はトカゲなど1目4科6種が聞き込み調査ならびに現地調査によって確認されている。」とあるが、調査場所・調査方

法等は不明である（甲22の51頁）。

85年評価書作成後の調査では、レッドデータブックとちぎに基づく調査対象種18種のうち15種が確認されている（甲29の2-59）。

環境の予測と評価について、「湯西川ダムの建設によって、生息域を狭めることになるが、その生息域として、支流や湛水面上部が残されるので若干の生息地の移動を必要とするものがあるが、その影響は少ない。ハコネサンショウウオ・モリアオガエルは主たる生息域が湛水区域には含まれないため、流域一帯の種ないし個体群の維持という観点から重大な影響はない。」と結論づけている（甲22の61頁）。

しかし、どの支流にどの種が生息し、どの程度まで湛水域になるのかなどがまったくかかれておらず、影響が少ないという結論の根拠は示されていない（甲83の10頁）。

溪流性の両生類は、ダム湖の湛水によって本流、支流ともに大きな影響を受けることが予測される。ダムによる湛水がどの範囲まで及び、季節によって、あるいはダムの操作によって、どのように変化するのか、それによって、両生類の種がどのような影響を受けるのか、細かく予測すべきであるのになされていない。これまた、科学的論理の欠如であり、何も予測していないのと同じであり、環境影響評価が適正になされたとは言い難い。

エ 魚類・甲殻類・貝類

湯西川に生息する魚類は4目4科7種、甲殻類はサワガニ1種、陸産貝類はモノアラガイ、エンスイマイマイの2種とされている（甲22の52頁～53頁）。

しかし、85年評価書作成後の調査では、2005（平成17）年度の調査において、4目16科50種の陸産貝類が確認され、うち10種が重要な種であった（甲29の2-103）。85年評価書の調査は極めて不十分であった証拠である。

環境の予測と評価については、「一般にダムが建設されると魚類の生

息域は2分されるが、湯西川は現在既に下流の五十里ダムによって生息域が分断されているため、湛水域を除けば生息環境の本質的な変化は予想されない。魚類のほか、甲殻類・貝類についても貴重ないしは注目すべき種は見出されてはおらず問題ない。なお、湛水区域については次第に止水性の魚族に変化していくことが予想され、新たな魚類生息環境の出現が期待される。」としている（甲22の61頁～62頁）。

しかし、貝類について、「貴重ないしは注目すべき種は見出されてはおらず」とするのは、調査が不十分であった結果で、誤りであり、この調査結果を前提に、「問題ない」と結論づけるのもこれまた誤りである。また、魚類について、湛水域が渓流から湛水域態になることへの影響をまったく予測しない一方で、「新たな魚類生息環境の出現が期待される。」として、止水性の魚族のための生息環境の出現を手放しで喜ぶかのような表現は、科学的な予測・評価とはほど遠いものである。

オ 昆虫類

陸上昆虫類については、既存文献等で17目75科205種が記録され、現地調査で15目61科84種が確認された、土壤昆虫類については、現地調査で10目226種が確認され、水生昆虫類については、現地調査で9目158種が確認され、貴重種ないし注目すべき種は分布しないとしている（甲22の53頁～57頁）。

85年評価書作成後に行われた調査では、2005（平成17）年度の調査において、陸上昆虫類対象種56種のうち24種の重要な種が確認され、5種が初確認の種であった（甲29の2-130）。また、水生昆虫類対象種9種のうち3種の貴重な種が確認されている（甲29の2-134）。

したがって、貴重ないしは注目すべき種の水生昆虫類は分布しないことを前提に、影響予測と評価について、「水生昆虫の貴重ないしは注目すべき種はなくその影響は少ない。」と結論づける（甲22の57頁）のは誤りである。

また、湛水域では昆虫相が変化するといいながら、どのように変化す

るかについては何も述べておらず、環境予測となっていない（甲83の12頁～13頁）。

(5) 自然景観について

環境予測と評価について、「湯西川ダム湛水区域は、日光国立公園の第2種特別地域に指定されているが、公園全体の面積約1,407km²（うち第2種特別地域は約642km²）から見ると湛水面積2.86km²（うち第2種特別地域は1.85km²）は0.2%である。湛水により、ダム周辺の景観構成は一変するがダム湖の出現により湖面に映える新緑や紅葉は新たな景観が形成されることになる。」（甲22の62頁）と結論づけている。

しかし、水没する面積のうち65%もが第2種特別地域であり、日光国立公園面積全体の0.2%しかないというのはまやかしである。また、ダム湖によって新たな景観が形成されることになるとの結論も、問題のすり替えであり、重要な地域の景観が失われることについての予測・評価は何もしていない（甲83の13頁）。

4 85年評価書の問題点についての総括

(1) 調査が不十分であること

環境影響評価は、現況を調査しなければ意味はなく、数年前の古くて質、量ともに不十分なデータを用いるべきではない。しかも、調査の目的や方法について何も書かれていないため、適切な時期に、必要な回数で、科学的な手法で行われたのかどうか、検証することもできない。

後に重要な種の補足調査として行われた「湯西川ダム環境調査検討業務報告書」や「湯西川流域猛禽類調査検討業務報告書」のデータに比べても、85年評価書で用いたデータは極めて不十分であり、当時の環境や生物の状況を十分に把握していない。

この点で、85年評価書の調査結果には大きな欠陥がある。

(2) 影響予測と評価が杜撰であること

85年評価書では、「環境項目」として取り上げられたのは、水質、

地形・地質、植物、動物、自然景観の 5 項目である。78年技術指針案では、環境項目として、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、騒音、震動、地盤沈下、地形・地質、植物・動物、自然景観の 10 項目をあげている。ダムの建設工事に関しては、騒音、震動、地盤沈下も重要な環境項目と考えられるが、これらに関しては、調査も影響予測も行われていない。また、78年技術指針案では、「環境影響要因」として、施設の設置、施設の供用、工事の実施の 3 項目にかかわるものと言うとされている。しかし、85年評価書では、この 3 項目を挙げてはいるものの、影響予測においては、これを区別せず、どの項目の影響を予測しているのか不明である。これらの点で、85年評価書は、78年措置方針と78年技術指針案にきちんと従つたものとはなっていない。

そのため、ダム建設工事、ダムの存在、ダムの運用と湛水の各段階での影響予測は区別して行われず、全体として抽象的な予測となっている。しかも、その内容はきわめて杜撰である。

「水質」においては、ダム湖に上流の湯西川温泉からの排水が流れ込み停滞するため、富栄養化、貧酸素水塊の発生などの水質汚染が予測されるが、85年評価書では、この点にはまったく触れられていない。それどころか、根拠がないままに下流では水質が良くなるとしている。

「地形・地質」には貴重なものはないとして、環境保全上問題はないとしているが、環境影響評価では、貴重なものがなければ問題がないということでは決してない（実際には赤下地区の風穴群や岩石路頭を見逃している）し、地形・地質への影響を予測するのであって、これがなされなければ、環境影響評価とは言えないである。

「植物」でも同様であり、種のリストすら示さずに、貴重な種ではなく同じ様な植生は周辺に広がっているので問題はないとしている。

「動物」に関しても、周辺に豊かな自然がある、ダム湖により新たな環境ができる、貴重な種はないので、影響は少ないなどという、まったく影響予測になっていない文章が羅列されているに過ぎない。

この点、「自然景観」も同様である。

このような影響予測が、科学的で適正なものかどうかに関する評価もまったくなされていない。

(3) 環境保全対策は内容がない

85年評価書で示されている「環境保全対策」は、わずか1ページ半でほとんど無内容である。「配慮する」、「適切な対策を取る」、「保全対策により影響を少なくする」など、抽象的な言葉だけで、具体的内容は一切書かれていません。このような内容では、到底、環境影響評価とはいえないのです。

(4) 環境影響評価を形骸化させていること

85年評価書は、78年措置方針と78年技術指針案に従って行われたとされる。この方針・指針とも環境アセスメントの手法を定めたものとしては不十分なものである。しかし、この方針・指針からみても、先に述べたように、85年評価書は内容が杜撰であり、科学的で適正に行われたとは言えないのです。

85年評価書は、先に「環境への影響はないという結論」があり、質、量ともに不十分で古い調査結果を持ち出し、結論に合わせるために、非論理的な影響予測、抽象的で中身のない環境対策を記述したに過ぎない。

このような杜撰な評価書を用いてダム建設事業を認可し、事業を進めながら、一方で、追加調査、重要な種の補足調査などダム建設を前提とした調査で、見落としたものやレッドデータブックに記載された種を調べ、資料に加えるという手法は、環境影響評価制度を形骸化させるもので、その制度本来の趣旨に悖るもので許されるべきでない。

(5) まとめ

85年評価書は、4～7年前の古いデータを用い、ダム建設による環境や生物への影響予測は科学的ではなく、保全対策も合理的ではない。また、調査、予測、評価が論理的に一貫しておらず、科学的で適正に行われていないため、環境影響評価の名に値しないものである（以上、甲83の14頁～16頁）。

第4 結論

以上のとおり、本件湯西川ダム建設事業についてなされた環境影響評価は、およそ科学的な環境影響評価とはいえず、その根拠となった78年措置方針及び78年技術指針案を形骸化させるもので、条理上及び生物多様性条約上の環境影響評価義務を尽くしたとは到底言えないものである。

したがって、本件湯西川ダム建設事業は、環境影響評価義務という重大な義務に反する違法な事業であることは明白である。

よって、本件湯西川ダム建設事業のために栃木県をはじめとする関係都県に対し費用の負担を求める国土交通大臣の納付通知は、著しく合理性を欠き無効である。